

令和4年度 認証保育所の指導検査概要

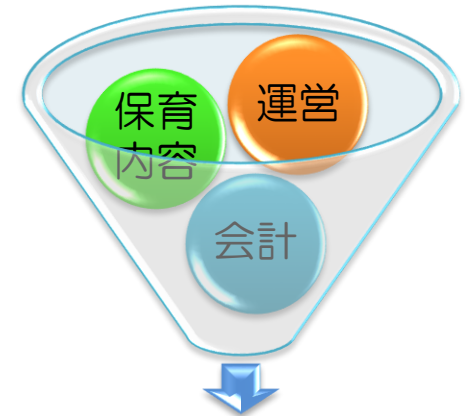
大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

指導検査 概要編

- 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠…………… 1
- 大田区における運営基準と検査の範囲…………… 2
- 区の立入調査(指導検査)の流れ…………… 3
- 大田区指導検査結果の公表…………… 4
- 令和3年度 主な指摘・指導事項(認証保育所)…………… 5
- (参考)令和3年度 主な文書指摘(認可・小規模等)
- 令和4年度指導検査の重点項目…………… 6

1-1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠

- 待機児童解消のため保育施設の整備が進められ、また、令和元年10月から認可外保育施設を含む幼児教育無償化が実施され、より一層、**保育の質・安全性の確保と向上**が求められている。
- 指導検査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法などの関係法令や都や区のと綱、各種通知等に基づき児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を実施する。



保育の質
確保・向上

■ 立入調査（指導検査）の法的根拠 （3-1）

（1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

■ 立入調査（指導検査）の根拠 （3-2）

（2）大田区認証保育所事業実施要綱第6条（助言及び指導）

区長は、東京都認証保育所事業実施要綱16に定める指導検査を行うほか、次に掲げる事項について設置者に対して報告を求め、助言又は指導をすることができる。

- ① 保育内容等に関すること。
- ② 事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。
- ③ その他区長が必要と認めること。

1-2 立入調査（指導検査）の根拠

■ 立入調査（指導検査）の根拠 （3-3）

（3）東京都認証保育所事業実施要綱 16（指導監督）

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。（以下省略）

└───┬───> 「東京都認証保育所指導監督基準」（東京都福祉保健局のホームページで公表）

（4）東京都認証保育所事業実施要綱 20（東京都及び区市町村の調査等）

設置者は、16及び18で定める指導監督のほか、この要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び市区町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む）を行う場合には、これに応じなければならない。

（5）大田区認証保育所運営費等補助要綱第25条（実地調査等）

区長は、認証保育所に関し必要があるときは、いつでも設置者に報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

2 区長は、設置者に対し、施設の改善、保育内容その他認証保育所の運営に関し指導又は助言をすることができる。

2 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

大田区こども家庭部保育サービス課（令和2年7月16日 2こ保第11557号）

■ 東京都の要綱 及び 東京都認証保育所指導監督基準

- ・ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日 12福子推第1157号）
- ・ 東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日 15福子推第1032号）
- ・ 東京都認証保育所指導監督基準（東京都福祉保健局）

→ 大田区も東京都の指導監督基準に従い、検査を実施します。

■ 大田区の要綱等

- ・ 大田区認証保育所事業実施要綱（平成13年9月21日決定）
- ・ 大田区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年9月21日決定）

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、自治体からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①施設の利用手続き、経理内容、運営費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ②管理運営に関する内容（規定の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ③設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ④他法（消防法、労働基準法等）に関する内容

3 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）

② 実地検査の実施（**検査は1日（午前10時～午後4時）を予定**）

③ 検査結果通知の送付

④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）

⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

次回検査
への反映

2 監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8） ← 上記1番の指導から監査に移行する場合あり

① 著しい運営基準への違反が確認された場合

② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合

③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

4 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表

【公表の目的】

保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促すとともに、保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得ることを目的に公表します。

(2) 公表内容等

(1) 公表内容（主なもの）

① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指導事項の有無 ⑥ 文書指導の内容
⑦ 改善状況（改善済、改善中、未改善） ⑧ 証明書交付の有無（交付年月日）等

(2) 掲載先

※大田区HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査

(3) 都との連携

大田区は東京都指導監査部に検査結果等の情報を提供するなど、指導検査の実施に当たっては、都と必要な連携を行います。

(3) 実施時期

以前から実地検査を実施している、認可保育所、小規模・事業所内保育所・定期利用保育室については、上記のホームページにおいて、検査結果を公表しております。

一方、令和3年度から検査を始めた認証保育所につきましては、大田区の実地指導が一巡する令和5年度までの検査結果についての公表はせず、令和6年度以後の検査について公表することを予定しております。

5 令和3年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

運営管理・会計

No	指摘・指導事項	件数
1	基本的事項の見やすい場所への掲示が、内容不十分である。	7
2	構造設備等に危険な箇所がある。	7
3	労働条件の明示が不十分である。	5
4	就業規則等が内容不十分である。	4
5	施設長が、他の業務を兼務している。	3
6	訓練結果の記録が不十分である。	2
7	関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。	2

保育内容

No	指摘・指導事項	件数
1	入所時の健康診断が未実施である。	4
2	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていないか、不十分である。	3
3	給与栄養量の目標を設定していない。	3
4	献立表の内容が不十分である。	2

■ 運営管理 (全78施設・・・認可55施設、小規模等23施設)

No	文書指摘	認可	小規模等	合計
1	主任保育士が主任業務に専任していない(シフトに配置基準上の1人として算定されている)	8		8
2	大田区に毎月報告する在籍職員名簿等の記載に誤りがある。(非常勤職員を常勤職員として報告している。休業等により勤務実績が無いのに勤務実績があるものとして報告している等)	6		6
3	主任保育士専任加算が加算の対象外であるため、療育支援加算が算定できない。	4		4
4	避難訓練及び消火訓練を毎月実施していない。	4	3	7
5	不審者対策のための訓練を実施していない。	2		2
6	認可内容(施設長・定員など)の変更を届け出していない。		2	2
7	法外援護費が支給されている項目について、保護者に負担させている。	1		1
8	職員の時間外勤務手当の支払いに一部未払いがある	1		1
9	調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。	1		1
	合計	27	5	32

■ 保育内容 (全78施設・・・認可55施設、小規模等23施設)

No	文書指摘	認可	小規模等	合計
1	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。(横向き寝を仰向けに直していない、睡眠中の児童の顔色、呼吸の状態、体温等きめ細やかに行うべきところ、確認をしていない、睡眠チェック表が未記入など)	16	4	20
2	調理・調乳担当者の検便が未実施の月があった。	7		7
3	常勤を含む2名以上の保育士を配置すべきところ、保育士が適正に配置されていない(早番、遅番、土曜日など)。	5	2	7
4	保護者に負担させることが適当でない物は園で用意すべきところ、保護者に負担させている(水分補給用コップ・午睡用の毛布など)。	4		4
5	事故報告が速やかに行われていない。	3	1	4
6	献立が未作成である(延長保育の補食)。	2		2
7	健康診断が未実施である児童がいた(欠席児童のフォロー漏れ、歯科健診)。	2	2	4
8	延長保育の補食について児童に提供する前に検食を行うべきところ検食をしていなかった。	1		1
9	入所時健康診断記録が母子手帳の写しで可としていたため、未受診であった。		1	1
	合計	40	10	50

6 令和4年度指導検査の重点項目

① 運営管理

- ア 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- ウ 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか

② 保育内容

- ア 児童一人一人に応じた保育の徹底
 - (ア) 子どもの人権に十分配慮し子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育
 - (イ) 児童の健康状態の把握
 - (ウ) 児童虐待等についての対応
 - (エ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供
- イ 安全対策の徹底及び事故発生時の対応
 - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
 - (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
 - (ウ) 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策
 - (エ) 感染症、食中毒等の予防対策